

岩手県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）基本測量を実施する地域 岩手県全域
- （2）基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- （3）実施する基本測量の種類 国土広域情報修正
- 2（1）基本測量を実施する地域 和賀郡西和賀町
- （2）基本測量を実施する期間 令和5年5月19日から令和6年3月31日まで
- （3）実施する基本測量の種類 空中写真撮影
- 3（1）基本測量を実施する地域 奥州市
- （2）基本測量を実施する期間 令和5年4月10日から令和6年3月15日まで
- （3）実施する基本測量の種類 地磁気測量